

川崎市葬祭場使用料を免除する被災者等の特例措置に関する要領

制定 平成 29 年 4 月 11 日

29 川健生第 54 号付け市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、川崎市葬祭条例（昭和 27 年川崎市条例第 33 号）第 7 条及び川崎市葬祭条例施行規則（昭和 27 年川崎市規則第 27 号。以下「規則」という。）第 2 条の規定による使用料免除の特例措置について、必要な事項を定めるものとする。

(使用料の免除)

第 2 条 規則第 2 条第 1 項第 4 号に規定する市長が必要と認める者は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定され、かつ、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた地域に住所を有する者のうち、次の各号に掲げる災害で被災または罹災した者で、かつ、一時的に本市へ避難している者（以下「被災者等」という。）の葬祭のために使用する者（被災者等と二親等以内の親族に限る。）とし、同項第 4 号に規定する市長が必要と認める額は全額とする。

- (1) 東日本大震災
- (2) 平成 28 年熊本地震
- (3) 令和 6 年能登半島地震

(申請)

第 3 条 前条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、免除対象者であることを証する書類として、次に掲げる書面を添付の上、葬祭場使用料減免申請書（規則第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 被災者等に係る被災証明書又は罹災証明書の写し
- (2) 被災者等と二親等以内の親族であることを証する書類

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 月 11 日から施行する。